

表1 公的年金からの市民税・都民税の引き落とし（特別徴収）を開始する年度の徴収

◆例えば年金に係る税額が1万2,000円の場合

徴収の方法	普通徴収 (納付書または口座振替)		特別徴収 (年金からの引き落とし)		
	納期・年金支給月				
	6月	8月	10月	12月	2月
納付額	年税額の2分の1 (6,000円)		年税額の2分の1 (6,000円)		
	3,000円	3,000円	2,000円	2,000円	2,000円

表2 公的年金からの市民税・都民税の引き落とし（特別徴収）2年目以降の徴収

◆例えば年金に係る税額が1万7,000円で2月に徴収した額が3,000円の場合

徴収の方法	特別徴収（仮徴収）			特別徴収（本徴収）		
	年金支給月	4月	6月	8月	10月	12月 2月
納付額	2月に徴収した額と同額			年税額から仮徴収分を引いた額		
	3,000円	3,000円	3,000円	2,800円	2,600円	2,600円

※公的年金からの市民税・都民税の引き落とし（特別徴収）を開始する年度と、引き落とし（特別徴収）が継続する年度では徴収方法が異なります。

私立幼稚園に入園手続きの際に、幼稚園に納入するための資金として、対象園児1人当たり15万円を限度に、無利子・15回以内の均等償還方式でお貸しします。

なお、市内または近隣市に居住の連帯保証人が必要など、

私立幼稚園
入園支度金貸付制度を
ご利用ください

条件があります。

【申請期間】土曜・日曜日、祝日を除く、10月20日（火）

11月10日（火）

詳しくは子育て支援課保育・幼稚園係 ☎470・7745へ。

市内の私立幼稚園と認定こども園 28年度に入園する園児を募集します

市内の私立幼稚園と認定こども園では、28年度に入園する園児を下表の通り募集します。

願書の配布開始日は10月15日（木）、受け付け開始日は11月1日（日）です。

詳しくは直接希望する各園へ。

市内の私立幼稚園など一覧

幼稚園名 (所在地・電話番号)	募集人数				願書の 配布開始日	受け付け 開始日
	満3歳児	3歳児	4歳児	5歳児		
久留米幼稚園 (幸町1-1-23 ☎471・0126)	—	0人	若干名	若干名	10月15日 (木)	11月1日 (日)
神山幼稚園 (神宝町1-17-12 ☎471・2549)	10人	95人	若干名	0人		
緑ヶ丘幼稚園 (学園町1-9-27 ☎421・9229)	40人	70人	30人	25人		
落合幼稚園 (新川町1-13-19 ☎471・2639)	—	120人	20人	0人		
久留米神明幼稚園 (中央町2-9-30 ☎471・2726)	—	100人	10人	若干名		
前沢幼稚園 (認定こども園 東久留米こども園) (前沢2-2-2 ☎471・4155)	1号児	—	100人	若干名		
	2号児	—	26人	若干名		
豊島なでしこ幼稚園 (東本町8-14 ☎471・3772)	—	40人	20人	若干名		
自由学園幼児生活団幼稚園 (学園町1-11-17 ☎422・3118)	—	35人	若干名	0人		

▼1月1日以降、市内に住所を有しない方（転出、死亡者など）▼4月1日現在、老齢基礎年金などの支給額が年18万円未満の方▼介護保険が引き落とし（特別徴収）されない方▼前年が給与所得者で、4月1日から公的年金の受給者になった方▼障害年金・遺族年金のみを受給して

①引き落とし（特別徴収）の対象となる方Ⅱ26年中に公的年金の支払いを受けた方で、27年4月1日現在、公的年金からの引き落としの対象となる老齢基礎年金などの支払いを受けている65歳以上の方。ただし、次の方は引き落としの対象者になりません

特別徴収1年目、2年目以降の方共通事項
仮徴収・特別徴収とは
市民税・都民税は、市民税・都民税納税通知書で決定となり、7月に年金保険者（日本年金機構など）へ市民税・都民税の公的年金からの引き落

10月は児童手当・児童育成手当の 定例払い月です

6月～9月分の手当を指定金融機関へ振り込みます。

【振り込み予定日】児童手当が10月9日（金）、児童育成手当が10月13日（火）

※利用金融機関によっては入金が遅れる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

【注意】児童手当・特例給付現況届「児童育成手当現況届」の提出がない場合は、10月に手当の振り込みはされません。10月以降に当該現況届を提出した場合は、提出した翌月の振り込みになりますので、早めに提出してください。

「児童手当・特例給付現況届」の提出がない場合は、10月に手当の振り込みはされません。10月以降に当該現況届を提出した場合は、提出した翌月の振り込みになりますので、早めに提出してください。

市民税・都民税の公的年金からの引き落とし（特別徴収）について

特別徴収1年目の方・昨年途中で納付書または口座振替（普通徴収）になった方

①引き落とし（特別徴収）の対象となる方Ⅱ26年中に公的年金の支払いを受けた方で、27年4月1日現在、公的年金からの引き落としの対象となる老齢基礎年金などの支払いを受けている65歳以上の方。ただし、次の方は引き落としの対象者になりません

②引き落とし（特別徴収）の対象となる方Ⅱ26年中に公的年金の支払いを受けた方で、27年4月1日現在、公的年金からの引き落としの対象となる老齢基礎年金などの支払いを受けている65歳以上の方。ただし、次の方は引き落としの対象者になりません

③引き落とし（特別徴収）の対象となる方Ⅱ26年中に公的年金の支払いを受けた方で、27年4月1日現在、公的年金からの引き落としの対象となる老齢基礎年金などの支払いを受けている65歳以上の方。ただし、次の方は引き落としの対象者になりません

④引き落とし（特別徴収）の対象となる方Ⅱ26年中に公的年金の支払いを受けた方で、27年4月1日現在、公的年金からの引き落としの対象となる老齢基礎年金などの支払いを受けている65歳以上の方。ただし、次の方は引き落としの対象者になりません

12月・2月は公的年金からの引き落とし（特別徴収）になります（左表1参照）
特別徴収2年目以降の方

「引き落としの対象者」、「引き落としの対象となる年金」、「引き落としの対象となる市民税・都民税」については1年目の方と同様です。

65歳未満の公的年金受給者の方へ
65歳未満で公的年金の所得と給与所得があり、給与所得と給付金から引き落とす（特別徴収）された金額と市民税・都民税を給与から引き落とす（特別徴収）されています。10月・12月・2月分は、その年度の市民税・都民税額からこの仮徴収分を差し引いた金額を、公的年金から引き落とし（特別徴収）します（左上表2参照）。

28年度税制改正の主な 内容をお知らせします

所得税の最高税率の見直し
現行の所得税の税率構造に加えて、課税所得4,000万円超について、45%の税率が設けられました（左表参照）。詳しくは最寄りの税務署へお問い合わせください。

個人市民税・都民税の住宅借入金等特別控除（住宅ローン控除）の延長
個人市民税・都民税の住宅借入金等特別控除（住宅ローン控除）について、居住開始日の適用期限がさらに1年半延長され、31年6月30日までとなりました。

また確定申告が不要な給与所得者などが、27年4月1日以降に「ふるさと納税」を行う場合、寄附先が5団体以内であれば、確定申告をせずに寄附金税額控除を受けられる「ふるさと納税ワンストップ特例」が創設されました。詳しくは課税課市民税係 ☎470・7777（内線2333～2337）へ。

所得税の税率について	
改正前（27年度まで）	
課税される所得金額	税率
195万円以下の金額	5%
330万円以下の金額	10%
695万円以下の金額	20%
900万円以下の金額	23%
1,800万円以下の金額	33%
1,800万円超の金額	40%
—	—

改正後（28年度から）	
課税される所得金額	税率
195万円以下の金額	5%
330万円以下の金額	10%
695万円以下の金額	20%
900万円以下の金額	23%
1,800万円以下の金額	33%
4,000万円以下の金額	40%
4,000万円超の金額	45%

マイナンバー（個人番号） 通知カードの配達時期について

ふるさと納税の特例
控除額の拡充・ワンストップ特例の創設
個人市民税・都民税のふるさと納税に係る特例控除額の上限が、所得割額の10%から20%に拡充されました。

社会保険・税番号制度が10月5日に施行されることに伴い、マイナンバー（個人番号）の通知が始まります。

地方公共団体情報システム機構の「個人番号カード総合サイト（https://www.kojinhangoo-card.go.jp/）」で確認できます。

【注意】市職員がマイナンバーに関する調査に伺う場合は、身分証明書を提示します。また、通知されたマイナンバーの確認を電話で行うことはありません。不審な点がありましたら、回答せずに市役所などに確認してください。詳しくは市民課 ☎470・7722へ。

届」を提出した方で、支給金額に変更がある場合は、「児童手当認定通知書」または「特例給付認定通知書」を10月8日（木）に発送します。

詳しくは児童青少年課助成支援係 ☎470・7736へ。

【注意】児童手当・特例給付現況届「児童育成手当現況届」の提出がない場合は、10月に手当の振り込みはされません。10月以降に当該現況届を提出した場合は、提出した翌月の振り込みになりますので、早めに提出してください。

【注意】市職員がマイナンバーに関する調査に伺う場合は、身分証明書を提示します。また、通知されたマイナンバーの確認を電話で行うことはありません。不審な点がありましたら、回答せずに市役所などに確認してください。詳しくは市民課 ☎470・7722へ。